

傷病手当金について ～よくあるお問合せ～

●制度について

| | |
|----|--|
| Q1 | 傷病手当金とは、どのような制度ですか。 |
| A1 | 傷病手当金とは、お勤めをしている方が、病気やケガの療養のために会社を休まざるを得なくなり、その間の賃金を受け取ることができなかった場合に、その補償として、健康保険から平均給与の3分の2の手当金を支給する制度です。 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、後期高齢者医療保険において、感染するなどした方に、直近の賃金の3分の2の傷病手当金が支給されることとなりました。 |

●支給を受けるための条件などについて

| | |
|----|--|
| Q2 | 1日でも会社を休んだら（労務に服することができない期間があったら）申請できますか。 |
| A2 | 会社を休んだ期間が4日以上あることが必要です。 最初に会社を休んだ日から、待機期間である連続した3日間を除いた、4日目以降が支給の対象期間です。この対象期間のうち、勤務を予定していた日（支給対象日）に対して傷病手当金を支給します。 |

| | |
|----|--|
| Q3 | 新型コロナウイルス感染症に感染していると思われる症状があり会社を休みましたが、医療機関を受診しないまま体調が回復しました。このような場合にも申請できますか。 |
| A3 | 医療機関を受診していなくても申請できます。 この場合、申請書【2.被保険者記入用】の事業主記入欄に「療養のため仕事ができなかったこと」について事業主の証明をもらってください。 |

| | |
|----|--|
| Q4 | 被保険者本人に新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染の疑いはありませんが、会社内で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生したことで会社全体が休業し、仕事を行っていない場合にも支給されますか。 |
| A4 | 傷病手当金は、「被保険者本人が療養のため仕事ができないとき」に支給するものであるため、被保険者本人に感染又は感染の疑いがない場合は支給対象とはなりません。 |

| | |
|----|---|
| Q5 | 被保険者本人に新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染の疑いはありませんが、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で休んだ場合にも支給されますか。 |
| A5 | 傷病手当金は、被保険者本人が「療養のため仕事ができないとき」に支給するものであるため、被保険者本人に感染又は感染の疑いがない場合は支給対象とはなりません。 |

| | |
|----|--|
| Q6 | 会社を休んでいたが、その間も有給休暇や病気休暇などで直近賃金の3分の2以上をもらっていたり、休業手当が給付されていたりする場合、支給されますか。 |
| A6 | 直近賃金の3分の2以上をもらっている場合は、傷病手当金の支給対象とはなりません。もらっている額が直近賃金の3分の2未満の場合は、3分の2までの差額が支給対象となります。 |

| | |
|----|--|
| Q7 | 仕事を辞めてしまった（会社が倒産してしまったなど）ため、事業主からの証明がもらえないが、申請はできますか。 |
| A7 | 事業主の証明をもって賃金や予定していた労務に服することができなかった期間の証明としているため、事業主からの証明がもらえない場合は支給対象とはなりません。 |

| | |
|----|---|
| Q8 | 無症状の濃厚接触者も傷病手当金の支給対象となりますか。 |
| A8 | 傷病手当金は、被保険者本人が「療養のため仕事ができないとき」に支給するものであるため、無症状の濃厚接触者については支給対象とはなりません。 |

| | |
|----|--|
| Q9 | 新入社員等のため、直近の継続した3か月間の給与収入がない場合でも支給されますか。 |
| A9 | 直近3か月に給与をもらっていない場合、支給対象とはなりません。 |

| | |
|-----|---|
| Q10 | 個人事業主（自営業者）やフリーランスも支給対象となりますか。 |
| A10 | 傷病手当金の支給対象は被用者（勤務先から給与の支給を受けている方）であるため、支給対象とはなりません。 |

●支給金額などについて

| | |
|-----|---|
| Q11 | 傷病手当金の支給額はいくらですか。 |
| A11 | 支給を開始した月を含む、直近の継続した3か月間の給与の合計額を就労日数で除した額の3分の2が一日あたりの支給額となり、その額に支給対象となる日数を乗じて得た額が支給額となります。 |

| | |
|-----|---------------------------|
| Q12 | 賃金に通勤手当など非課税所得を含めてもよいですか。 |
| A12 | 非課税所得は含めません。 |

| | |
|-----|------------------------|
| Q13 | 支給額に上限はあるのでしょうか。 |
| A13 | 1日あたりの支給上限額は30,877円です。 |

●申請手続きについて

| | |
|-----|--|
| Q14 | 申請は郵送でも可能ですか。 |
| A14 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送にて申請してください。 |

| | |
|-----|---|
| Q15 | 申請に必要な書類は何ですか |
| A15 | (1)被保険者記入用① (2)被保険者記入用② (3)事業主記入用 の3枚の申請書が必要です。 いずれも、市ホームページからダウンロードできるほか、国保年金課窓口でもお渡しいたします。 |

| | |
|-----|---|
| Q16 | 「直近の継続した3月間の給与」の直近の継続した3月間とは、いつを指しますか。 |
| A16 | 傷病手当金の支給を始める日の属する月を含め、直近の継続した3か月です。 例：支給対象日の最初の日が5月10日の場合 → 3月・4月・5月の3か月 |

| | |
|-----|--|
| Q17 | 2か月以上休むことになった場合、1か月毎の申請は可能ですか。 |
| A17 | 支給対象期間が月をまたぐ場合は月毎の申請も可能ですが、その都度申請書の提出が必要となります。 |

| | |
|-----|--|
| Q18 | 勤務先が2か所以上の場合、申請書類の(3)事業主記入用は、どちらか1つの事業主のみの記入・証明でよいですか。 |
| A18 | 支給額の決定には、全ての賃金内訳の把握が必要なため、「療養のため仕事ができなかったこと」について、それぞれの事業主の記入・証明が必要になります。 なお、2か所以上から賃金を支給されていても、1日あたりの支給上限額は30,887円です。 |

| | |
|-----|-------------------|
| Q19 | 現金で受け取ることはできますか |
| A19 | 支給は口座振り込みのみとなります。 |

| | |
|-----|--------------------------------|
| Q20 | 振込先の口座名義人は、誰でもよいですか |
| A20 | 原則として、後期高齢者医療保険被保険者本人の口座となります。 |

| | |
|-----|--|
| Q21 | 申請はいつまでにする必要がありますか |
| A21 | 傷病手当金の時効は、待期間を除いた支給対象日(労務不能であった日)ごとに、その翌日から起算して2年間となっています。 |